

今年初めて確定申告をする人へ

初回無料相談致します (zoom 会議 OK)

確定申告をする必要がある人		
事業や不動産賃貸をしている	青色申告か白色申告か 複式簿記で 経理? 現金出納帳ですか?	事業所得 不動産所得
株、土地建物の譲渡をした人	株は特定口座か 土地は令和2年の契約か	譲渡所得 分離課税
副業で収入があった人	副業の所得が20万円を超える人	雑所得 一時所得
医療費(入院、出産)があった人	医療費が10万円か所得の5%のど ちらかを超える金額	医療費控除
ふるさと納税をした		寄付金控除
自然災害 火事にあった	台風、洪水	雑損控除、災害減免法

確定申告とは1年間に生じた所得とそれに対する税金を計算し、税務署へ申告する手続きです。平成30年税制改正以降、年収が1000万円を超える人は増税になっています。節税対策を考えましょう。従来の夫1人で稼ぐ家庭より、夫婦2人で働く、フリーランス、在宅勤務、テレワークなど働き方が多様化しています。それぞれの働き方に応じた納税方法を見つけましょう。事業を始めた人は消費税のステータスが課税か非課税か、いつから課税かを理解していますか? 基本的なことを理解してから所得税の申告ソフトを使いましょう。

税理士紹介

藤田明税理士事務所 税理士

藤田明

三菱UFJ銀行退職後税理士開

業 千葉県税理士会(市川)に所属。顧問先は不動産管理会社、不動産賃貸経営者が多い



新型コロナウイルス感染症への臨時特例	
1人10万円の特別定額給付金は課税されません。	
初めて住宅ローン控除を受ける人は臨時措置があります。	
イベント中止のチケットが寄付金控除の対象になります。	

今年のおもな改正点	
すべての人が対象、基礎控除額が10万円引き上げ 従来38万円 → 48万円に引き上げ	従来より有利
給与所得控除額が一律10万円引下げ 年収850万円以下 一律10万円	従来より不利
公的年金控除額が一律10万円引下げ	従来より不利
青色申告控除が55万円に。e-taxなら65万円	e-taxで申告しよう
所得金額調整控除あり	障害者、扶養控除親族あり
扶養控除、配偶者控除は合計所得が48万円以下の家族	
ひとり親控除が創設	死別、離婚、未婚とも

今年はコロナ禍のため、税務署の無料相談は予約制で行われます。税務署の相談会場も混雑が予想されます。会場相談よりも当事務所との個別相談を利用しましょう。

是非当事務所にて相談してみてください。

確定申告の税金のご相談初回無料で行います。	
当事務所へ電話して予約してください。当事務所で行います。(Zoom会議OKです。)	
電子申告のご依頼をいただいたときは、手数料いただきます。内容により1万円から	
藤田明税理士事務所	
〒272-0824 市川市菅野 4-13-1-305	電話 047-325-0173
FAX 047-711-1613	Email:ayfujita@gaea.ocn.ne.jp
https://s49fujitax.com	